

## 答申第1号

### 答 申 書

#### 第1 審査会の結論

我孫子市長（以下「実施機関」という。）が、異議申立人に対して、我孫子市手数料条例（平成12年条例第1号。以下「手数料条例」という。）第4条第1項第1号「公費の援助又は扶助を受けるために必要なもの」の具体的な範囲を規定する文書（以下「本件対象文書」という。）につき、これが不存在であるとして非公開とした決定（平成27年12月24日付け企課第397号）は、妥当である。

#### 第2 異議申立てに至る経緯

- 1 異議申立人は、我孫子市情報公開条例（平成13年条例第28号。以下「情報公開条例」という。）第6条の規定により、平成27年12月21日付けで、実施機関に対して、本件対象文書の公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。
- 2 本件公開請求に対し、実施機関は、平成27年12月24日付けで、本件対象文書については、不存在であるため、非公開決定（以下「本件処分」という。）を行った。
- 3 異議申立人は、本件処分を不服として平成28年2月25日付けで、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、実施機関に対して異議申立て（以下「本件異議申立て」という。）を行った。

#### 第3 異議申立人の主張の要旨

##### 1 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、本件公開請求に対し、平成27年12月24日付け企課第397号により実施機関が行った本件処分の取消しを求めるものである。

##### 2 異議申立ての理由

異議申立人が主張する異議申立ての主たる理由は、異議申立書及び意見書によると、おおむね次のとおりである。

異議申立人が平成27年12月2日付けの「市政へのメール」にて手数料条例第4条第1項第1号にある「公費の援助又は扶助を受けるために必要なもの」の具体例に関する問合せを行ったのに対し、我孫子市は、同月17日付けで「公費の援助又は扶助を受けるために必要なもの」として、「公務員が児童手当の申請のため、勤務庁に提出する課税証明書」は対象

としない一方、「生活保護の申請をする人に交付する課税証明書」は対象とする旨を回答した(以下「平成27年12月17日付け回答」という。)

このように「公費の援助又は扶助を受けるために必要なもの」として対象を限定していることから、その具体的な限定の範囲を示した何らかの文書が存在することは明白である。

よって、本件処分は、非開示情報以外の情報の開示を規定した情報公開条例第7条に違反しており、違法不当である。

#### 第4 実施機関の説明の要旨

実施機関の説明を総合すると、本件公開請求に対し、本件対象文書が不存在であるとして非公開とした理由は、おおむね次のとおりである。

##### 1 非公開の理由について

本件対象文書については、異議申立人が本件公開請求を行った時点では、処分庁において作成しておらず、これを保有していなかったため、不存在を理由に本件処分を行った。

##### 2 本件対象文書の経緯について

実施機関は、本件処分を行った後、平成28年1月18日付け企課第424号「手数料の減免の取り扱いについて」により「我孫子市手数料条例第4条(1)『公費の援助又は扶助を受けるために必要なもの』の規定については、生活保護の申請をする方に対し課税証明書等の税務証明書を交付する場合とする。」と定めた。当該文書の写しは、平成28年2月29日付け企課第500号「情報公開請求に係る異議申立書の受理について」に添付し、同日、異議申立人に情報提供の趣旨で送付した。

その後、平成28年1月18日付け企課第424号「手数料の減免の取り扱いについて」の内容を精査し、平成28年5月31日付け企課第87号「税関係証明書交付手数料の減免の取り扱いについて」により、「課税証明書等の税関係証明書を交付する場合の我孫子市手数料条例第4条第1項第1号『公費の援助又は扶助を受けるために必要なもの』の規定の適用は、生活保護の申請及び相談をする場合とする。」と改めた。

#### 第5 審査会の判断

当審査会は、本件諮問事案について審査した結果、次のように判断する。

##### 1 本件処分の妥当性について

異議申立人は、本件対象文書が存在していると主張し、公開を求めているため、当審査会では、本件公開請求時において、本件対象文書に該当するものが存在したか否かについて調査(以下「本調査」という。)を

行った。その結果は以下のとおりである。

(1) 手数料条例の制定及び改正について

手数料条例は、昭和51年4月30日に制定し、平成12年3月23日に全部改正を行い、手数料の減免を定めた第4条の規定が、現行のものとなった。

制定当初の手数料の免除に係る規定は、第5条で「生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定により保護を受けている者又は市長において手数料を納める資力がないと認められる者又は官公庁等が職務上必要とする場合及びその他市長が徴収することが適当でないと認めた場合」を減免の対象と規定していた。

手数料条例の全部改正に伴う手数料の減免に係る規定の改正に関する資料等は、本調査の時点では存在しなかった。

(2) 受益者負担のあり方に関する基本方針について

平成21年5月に実施機関は、「受益者負担」のあり方について検討を加え、各担当が所管する使用料条例、手数料条例等の見直しを行うため、受益者負担のあり方に関する基本方針を策定した。その中で、下記のとおり手数料免除の統一基準について定めているが、手数料条例第4条第1項及び第2項の規定を並び替えた程度であり、同条第1項第1号に係る減免を具体的に規定した基準と評価することはできないものであった。なお、当該基本方針は、市のホームページで公表されている。

記

《手数料》

本市の手数料条例では、次のとおり減額・免除の適用対象を規定していますが、受益者負担の公平性等から判断して妥当と考えられるため、これを統一基準とします。

＜手数料免除の統一基準＞

- ・官公署からの請求
  - ・公用で使用
  - ・公費の援助（扶助）を受けるために必要なもの
  - ・生活保護法の適用を受けている者からの請求
  - ・法令の規定により、無料で取り扱うことができることとされているもの（免除）
  - ・市長が特に必要と認めるもの（具体的に例示が必要と考えます）
- なお、手数料条例では、「減額し、又は免除する。」と規定していますが、対象から見て免除のみで差し支えないと考えます。

また、個別条例で規定している手数料にあっては、使用料と同様個別の対応が必要と考えます。

(3) 手数料条例第4条第1項第1号に係る減免を具体的に規定した文書について

手数料条例に規定がある手数料に関し、手数料条例第4条第1項第1号に係る減免を具体的に規定した文書の有無について、市役所全庁に調査を行ったが、本件公開請求時において、当該文書に該当するものは存在しないことが確認された。

(4) また、平成27年12月17日付け回答の関係で、担当課である課税課から聴取した。

課税課においては、

ア 従前、生活保護受給申請者による税関係証明書取得に係る個別案件において、課内で検討した結果、手数料条例第4条第1項第2号に基づき生活保護受給者からの請求について手数料を減免している趣旨を踏まえれば、生活保護受給申請者についても同様の趣旨が当てはまることから、同項第1号の「公費の援助又は扶助を受けるために必要なもの」に該当するとすることが適切であるとの判断に至り、あくまで個別案件に対する判断として手数料を免除することにし、当該判断に係る情報を課内で共有していたものであり、特に文書化はしなかった。

イ 本件公開請求を契機に明確化の観点から文書化した。という説明であった。

上記(1)から(3)を踏まえれば、課税課の上記説明について、特段不自然・不合理な点はない。

上記の調査結果を踏まえれば、手数料免除の統一基準を定めた文書は存在するが、手数料条例第4条第1項第1号に係る減免を具体的に規定した文書は、本件公開請求時には存在しなかったことが認められる。

また、第4、2記載の平成28年1月18日付け企課第424号「手数料の減免の取り扱いについて」及び平成28年5月31日付け企課第87号「税関係証明書交付手数料の減免の取り扱いについて」は、いずれも本件公開請求後において作成されたものである。

以上により、実施機関において本件公開請求の時点で本件対象文書を保有しているとは認められない。

## 2 結論

以上により、実施機関が、本件対象文書は不存在であるとして行った本件処分は妥当である。

よって、上記「第1 審査会の結論」のとおり判断するものである。

## 第6 審査会の処理経過

審査会は、本件諮問案件について、以下のように審査を行った。

年 月 日	内 容
平成28年3月7日	諮問（平成28年3月7日付け企課第508号）
平成28年4月5日	実施機関から理由説明書を受理
平成28年4月7日	異議申立人に実施機関からの理由説明書を送付
平成28年4月22日	異議申立人から意見書を受理
平成28年5月13日	審議
平成28年6月27日	審議
平成28年7月26日	審議
平成28年7月28日	答申